

このリーフレットは「第二種施設」用です

**法律（健康増進法）の改正により、
受動喫煙防止対策を講じることが
義務付けられます。**（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和2年4月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が全面施行されます。

法律で「第二種施設」と区分される施設を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、施設に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

京都市保健所



京都市

CITY OF KYOTO

京都市はSDGsを
支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

1 法律で「第二種施設」と区分される施設

- 多くの人が利用する施設（2人以上の人が同時または入れ替わり利用する施設）のうち、法律で「第一種施設(※)」と区分される施設以外は、「第二種施設」と区分され、法律の規制の対象となります。

※ 「第一種施設」と区分される施設には、学校、病院、薬局、介護老人保健施設、あん摩マッサージ等の各種施術所、保育所等の児童福祉法に規定する各種施設、認定こども園等があります。

「第一種施設」については、別途リーフレットを作成しております。本市ホームページ（6ページに記載）で公開していますので、そちらを御覧ください。



第一種施設用リーフレット

- 例えば、次のような施設が「第二種施設」と区分されます。

<第二種施設の例>

事務所、工場、
ホテル、旅館、
特別養護老人ホーム、グループホーム、
商業施設、飲食店(※)、公衆浴場、理容所、美容所、遊技場等

※ 「第二種施設」と区分される施設のうち、飲食店については、別途リーフレットを作成しております。本市ホームページ（6ページに記載）で公開していますので、そちらを御覧ください。



飲食店用リーフレット

2 法律で定められていること

● 令和2年4月1日 から、 屋内 は「原則として禁煙」

「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」を指します。
これに該当しない場所については、「屋外」と扱います。

としなければなりません。

- 「加熱式たばこ」についても紙巻たばこと同じ取扱いです。
- 喫煙が禁止されている場所に、灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。
- 「人の居住の用に供する場所（例：特別養護老人ホームやグループホームの個室）」や「旅館業法に規定する旅館業の施設の客室の場所（例：旅館やホテルの客室）」等には、法律の規制は及びません。
- 次の対応を行う場合は、施設内で喫煙することができます。

対応	内容等
「喫煙専用室」 を設置する	屋内の一部に「喫煙専用室」を設置することで、その中に限り、喫煙できるようになります。 この中では、 喫煙以外の行為はできません。また、施設の全部分を「喫煙専用室」とすることはできません。
「指定たばこ専用喫煙室」 を設置する	屋内の一部に「指定たばこ専用喫煙室」を設置することで、その中に限り、「加熱式たばこ」のみ喫煙できるようになります。 この中では、 喫煙以外の行為もできますが、施設の全部分を「指定たばこ専用喫煙室」とすることはできません。

3 「喫煙専用室」・「指定たばこ専用喫煙室」について

- 「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」を設ける場合は，次の4つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」に，**20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（施設の従業員も含まれます。）**。
- (2) 施設の喫煙状況が利用者に分かるように，**標識の掲示**により，施設内に「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」があることを，**施設の主な出入口に分かりやすく示さなければなりません**。また，施設内にある「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」の出入口にも，**標識の掲示**により，当室が喫煙場所であることや，**20歳未満の人は立入禁止**である旨を，**分かりやすく示さなければなりません**。

なお，「喫煙専用室」又は「指定たばこ専用喫煙室」を廃止したときは，標識を除去しなければなりません。



(3) たばこの煙が流れないようにするため、**次の3つの設置基準を必ず満たさなければなりません。**

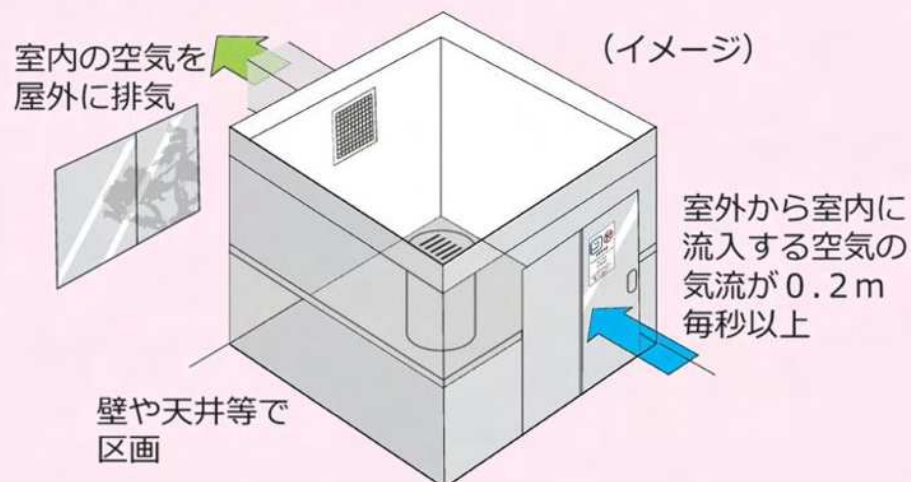
ア 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口において、**室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であるようにすること。**

イ **壁や天井等によって区画**されていること。

※「壁や天井等」=建物に固定された壁や天井のほか、ガラス窓等も含みますが、たばこの煙を通さない材質、構造のものをいいます。

※「区画」=出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいいます（たばこの煙が流出するような状態は認められません。）。

ウ 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の空気が、**屋外に排気**されていること。



※ なお、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記(3)を満たすことができない場合の経過措置制度や、施設が複数階に分かれている場合における階毎に禁煙・喫煙を分ける取扱いに関する基準が別途定められています。詳しくは、本市ホームページ（6ページに記載）を御覧ください。

(4) 「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は、ホームページや看板等において、**施設の営業に関する広告・宣伝を行う場合、「指定たばこ専用喫煙室」を設置している施設であること**を明らかにしなければなりません。

4 法律違反には指導や命令を行い、改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります

- 違反事案に対しては、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

5 事業者の方への支援制度について

- 国では、事業者の方に対して、受動喫煙防止対策を行う際の支援として、各種喫煙室を設置する際の費用の助成や、税制上の制度を設けています。

詳しいことは、厚生労働省のホームページを御確認ください。
「事業者の皆さんへの財政・税制支援等について」



6 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口

- 京都市では、受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は、以下までお問い合わせください。

<京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口>

【電 話】 075-222-3017

【FAX】 075-222-3347

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

午前10時～午後5時

ホームページも御覧ください

厚生労働省ホームページ
「なくそう！望まない受動喫煙」



京都市ホームページ
「受動喫煙を防止しましょう」



発行：保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（京都市保健所）

